

岡谷市水防計画

岡 谷 市

目 次

第 1 章	総 則	
	第1節 目 的	水防計画- 1
	第2節 水防の責任	水防計画- 1
第 2 章	岡谷市における水防組織	
	第1節 水防組織	水防計画- 2
	第2節 水防訓練	水防計画- 4
第 3 章	重要水防区域等	
	第1節 重要水防区域	水防計画- 4
	第2節 河川受持区域	水防計画- 4
	第3節 水防上重要水門の操作	水防計画- 4
第 4 章	予報及び警報	
	第1節 気象庁が行う予報及び警報	水防計画- 5
	第2節 知事が行う水防警報等	水防計画-10
	第3節 気象予報等の伝達	水防計画-11
第 5 章	巡視・警戒	
	第1節 巡 視	水防計画-15
	第2節 警 戒	水防計画-15
第 6 章	出動及び水防作業	
	第1節 動 員	水防計画-15
	第2節 配 備	水防計画-17
	第3節 出 動	水防計画-20
	第4節 水防作業上の心得	水防計画-21
	第5節 安全配慮	水防計画-21
	第6節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	水防計画-22
	第7節 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応	水防計画-24
	第8節 水防配備の解除	水防計画-24
	第9節 他の水防機関との協力及び応援	水防計画-24
第 7 章	費用負担及び公用負担	
	第1節 費用負担	水防計画-26
	第2節 公用負担	水防計画-26
第 8 章	水防設備・資器材・輸送等の整備及び確保	
	第1節 設備及び資器材の整備	水防計画-27
	第2節 輸送等の整備及び確保	水防計画-27
第 9 章	水防信号及び標識	
	第1節 水防信号	水防計画-27
	第2節 水防優先標識	水防計画-27

第10章 水防てん末報告及びその他の報告…………… 水防計画-28

**第11章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止
のための措置**

第1節 洪水対応…………… 水防計画-29

◎別表

第1 消防団の組織……………	水防計画-31
第2 重要水防区域……………	水防計画-32
第3 河川受持区域……………	水防計画-33
第4 水防上重要な水門の操作……………	水防計画-34
第5 気象業務法等に基づく予警報……………	水防計画-35
第6 水防倉庫並びに備蓄資材状況……………	水防計画-36
第7 市保有車両……………	水防計画-38
第8 水防てん末報告……………	水防計画-39
第9 水防施設報告書……………	水防計画-41
第10 水防資材備蓄報告書……………	水防計画-42
第11 水害報告……………	水防計画-43
第12 洪水予報発表形式(例)……………	水防計画-44
第13 水位到達情報発表形式(例)……………	水防計画-46
第14 水防警報発表(例)……………	水防計画-47
第15 洪水予報河川発表形式(例)……………	水防計画-48
第16 水位周知河川発表形式(例)……………	水防計画-50

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる岡谷市が、同法第32条の規定に基づき、市域内の洪水等の水災を警戒し、防御し、又は被害を軽減するため、水防に関する必要な事項を定めるものとする。

第2節 水防の責任

1 市の責任

市は、水防法により、市域内の水防を十分果たすべき責任を有する。

2 関係機関の責任

関係機関及び水防上重要な施設の管理者はこの計画の定めるところにより、確実にその責任を果たさなければならない。

3 住民等の義務

住民等は、気象状況、水防状況に注意し、水害が予想される場合、自らの安全を最優先にすると共に、地域で共に助け合い進んで水防に協力しなければならない。

第2章 岡谷市における水防組織

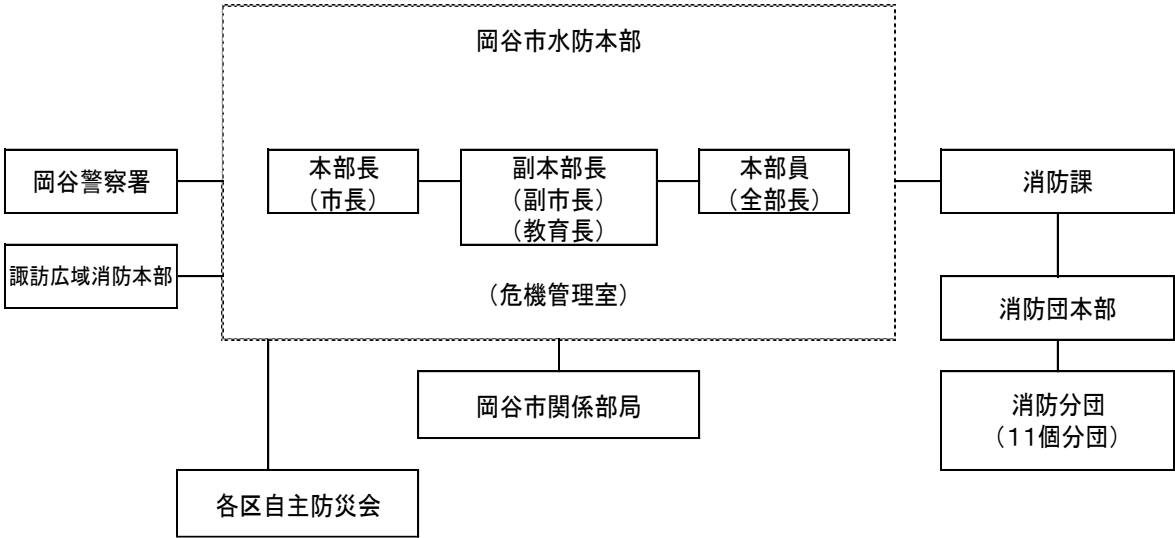
第1節 水防組織

市は、水防に関係ある予報、注意報、警報、及び一般情報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で水防事務を処理する。

ただし、警戒対策本部、災害対策本部が設置されたときは、同本部の事務を処理する。

1 岡谷市水防本部の組織及び編成

岡谷市水防本部の事務局は総務部危機管理室におき水防本部の組織は次のとおりとする。



庁内体制(地域防災計画 風水害編 第2章 第3節 準用)

事前体制 レベル1	警戒準備体制 レベル2	警戒体制 レベル3		非常体制/緊急体制 レベル4	
情報連絡会	活動体制検討会	警戒対策本部		災害対策本部	
企画課長兼DX推進室長 秘書広報課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	全部長 企画課長兼DX推進室長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡	副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡 関係機関	市長 副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員 自衛隊 長野県 岡谷警察署 諏訪広域消防本部 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 公共団体及び防災上 重要な施設の管理者他
上記対応課長が指名する 職員 管財主幹 危機管理室職員	湊・川岸・長地3支所長 情報連絡会対応課職員 地域連絡員 総務課職員 危機管理室職員		全課長 副班長 教育部職員 市民生活課職員 湊・川岸・長地3支所職員 警戒準備体制対応課職員	全職員 □会計年度任用職員を含む	

岡谷市水防本部(災害対策本部)の組織及び編成

対策本部	部の編成及び部長等		班の編成及び班長等			本部事務局となる職員	本部連絡員となる職員	班員となる職員
	名称	部長及び職務代理者	班の名称	班長	副班長			
本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 企画政策部長 総務部長 市民環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 建設水道部長 建設水道部技監 教育部長 議会事務局長 岡谷市民病院 事務部長 対策本部事務局 企画課長兼D X推進室長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 危機管理室長	企画政策部・総務部	総務部長 企画政策部長 (総務課長) (企画課長兼D X推進室長)	企画班 D X推進班 秘書広報班 地域創生推進班 総務班 財政班 会計班 危機管理班 税務班 消防班 選管・監査班 湊地区班 川岸地区班 長地地区班	企画課長 D X推進室長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 危機管理室長 税務課長 消防課長 選管・監査事務局長 湊支所長(兼) 川岸支所長(兼) 長地支所長(兼)	各課の長が所属の職員から指名する統括主幹または主幹	各部の長が所属の職員から指名する者	各部の長が所属の職員から指名する者(2名)	左記以外の所属職員
	市民環境部	市民環境部長 (市民生活課長)	市民生活班 医療保険班 環境班	市民生活課長 医療保険課長 環境課長				
	健康福祉部	健康福祉部長 (社会福祉課長)	社会福祉班 介護福祉班 子ども班 健康推進班 看護専門学校班	社会福祉課長 介護福祉課長 子ども課長 健康推進課長 看護専門学校副校長				
	産業振興部	産業振興部長 (商業観光課長)	工業振興班 商業観光班 ブランド推進班 農林水産班	工業振興課長 商業観光課長 ブランド推進室長 農林水産課長				
	建設水道部	建設水道部長 建設水道部技監 (都市計画課長)	都市計画班 まちづくり整備班 土木班 水道班	都市計画課長 まちづくり整備課長 土木課長 水道課長				
	教育部	教育部長 (教育総務課長)	教育総務班 生涯学習班 スポーツ振興兼国スポ・全障スポ推進班	教育総務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長兼国スポ・全障スポ推進室長				
	議会部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会班	議会事務局次長				
	病院部	岡谷市民病院事務部長 (庶務課長)	病院班	庶務課長				

2 水防事務分掌

水防事務分掌は、岡谷市地域防災計画「風水害対策編 第2章災害応急対策計画 第3節非常参集職員の活動」の岡谷市災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

3 定 員

水防活動に従事する消防職団員は別表第1のとおりとする。

第2節 水防訓練

市は出水期前に1回以上諏訪建設事務所長の指導により水防訓練を行うものとする。なお、訓練要領は、おおむね次の基準とし諏訪事務所長と協議し、水防管理者が定める。

- 1 洪水による堤防護岸等の保護及び堤防護岸等の決壊後の処置等に関する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- 2 洪水予報を受けてからの準備体制、水防警報が発せられた場合の出動に対する指示命令の系統的訓練

第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域

重要水防区域は別表第2のとおり

第2節 河川受持区域

河川受持区域は別表第3のとおり

第3節 水防上重要な水門等の操作

水防上重要な水門等は別表第4のとおり

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに特に水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めなければならない。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

長野地方気象台長は、気象等の状況により、洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表第5の条件に該当する場合
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表第5の条件に該当する場合
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こる恐れが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合。
水防活動用洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
水防活動用洪水警報	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合

※大雨注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表

※氾濫注意報・警報等は、洪水予報河川を対象に発表

※水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報等のうち水防に関する者を用いて行い、水防活動用の語は用いない。

※注意報・警報はその種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表さ

れるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切換えられる。

※情報の取扱いについては、注意報・警報等の連絡に準じて行うものとする。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。

これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時 10 分毎に更新)。

(その他の気象情報)

種 類	内 容
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に、土砂災害に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
時系列情報 (明日までの警報等の見通し)	特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯(土砂災害の警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯)の見通しを「災害切迫」(黒)、「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄)の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。
長野県気象 防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下である。 ・気象防災速報(線状降水帯発生) レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析)された場合に、気象庁から「長野県気象防災速報(記録的短時間大雨)」という表題の情報が発表される。 ・気象防災速報(線状降水帯発生) 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「長野県気象防災速報(線状降水帯発生)」という表題の情報が発表される。 ・気象防災速報(線状降水帯直前予測) 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「長野県気象防災速報(線状降水帯直前予測)」という表題の情報が発表される。 ・気象防災速報(竜巻注意／竜巻目撃) 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で気象防災速報(竜巻注意)として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で気象防災速報(竜巻目撃)として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報(大雨・落雷・突風)」のように、()内に注目される現象のキーワードが付記される。気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報(台風第○号)」という表題で発表される。 また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、または、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき
レベル3 氾濫警報	位順地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生または切迫したとき、氾濫が継続しているとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表
レベル2 氾濫注意情報 （警報解除）	レベル4氾濫危険警報またはレベル3氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、または、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報またはレベル2氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 氾濫危険水位到達情報

水防法第13条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険情報、レベル3氾濫警戒情報又はレベル2氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣または知事はその指定した河川について水防活動のために発表する警報をいう。

種類	発表基準
準備	・雨量、水位、流量、その他の河川の状況により必要とみとめられるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	・水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
状況	・出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化が生じたとき。
解除	・水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

ア 水防警報の段階と範囲

- ・水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。
- ・水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。
- ・水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達系統により、それぞれの機関に連絡するものとする。

イ 水防警報の発令段階

- ・第1段階 準備 水防資器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動
- ・第2段階 出動 水防団員及び消防団員の出動
- ・第3段階 解除 水防活動の終了
- ・(適宜) 状況 水位、雨量等水防活動に必要な状況

第2節 知事が行う水防警報等

1 水防警報を行う河川

法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は、次表のとおりである。

(昭和32年長野県告示第168号他)

河川名	区 域	基準 観測所	位置	水 防 団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	関係 水防 管理 団体	水位情報 通知者
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	岡谷市湊	1.5	1.7	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪 建設事務所
天竜川	岡谷市湊(釜口水門)から 岡谷市・辰野町境まで	下浜	岡谷市湊	2.6	3.7	岡谷市	
横河川	岡谷市長地(上の原小通学橋)から 岡谷市(諏訪湖河口)まで	長地	岡谷市長地	0.6	0.9	岡谷市	

2 水位情報を通知する河川

法第13条の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川(水位情報周知河川)は、次表のとおりである。

河川名	基準 観測所	位置	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒 水位)	氾濫発生 水位
天竜川	下浜	岡谷市湊	3.7	4.6	5.0	5.09
横河川	長地	岡谷市長地	0.9	1.1	1.2	1.89

※各基準水位の単位はmとする

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号)附則第2条の規定により、同法施行(平成17年7月1日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

3 洪水予報を行う河川

法第11条第1項の規定により、知事が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川は次表のとおりである。

河川名	区 域	水位又は 流量の予 報に関する 基準点	水防団待機 水位 (m)	氾濫注 意水位 (m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危 険水位 (m)	氾濫 発生 水位 (m)	担当官署名
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	1.50	1.70	2.00	2.20	2.40	長野県建設 部河川課 長野地方気 象台

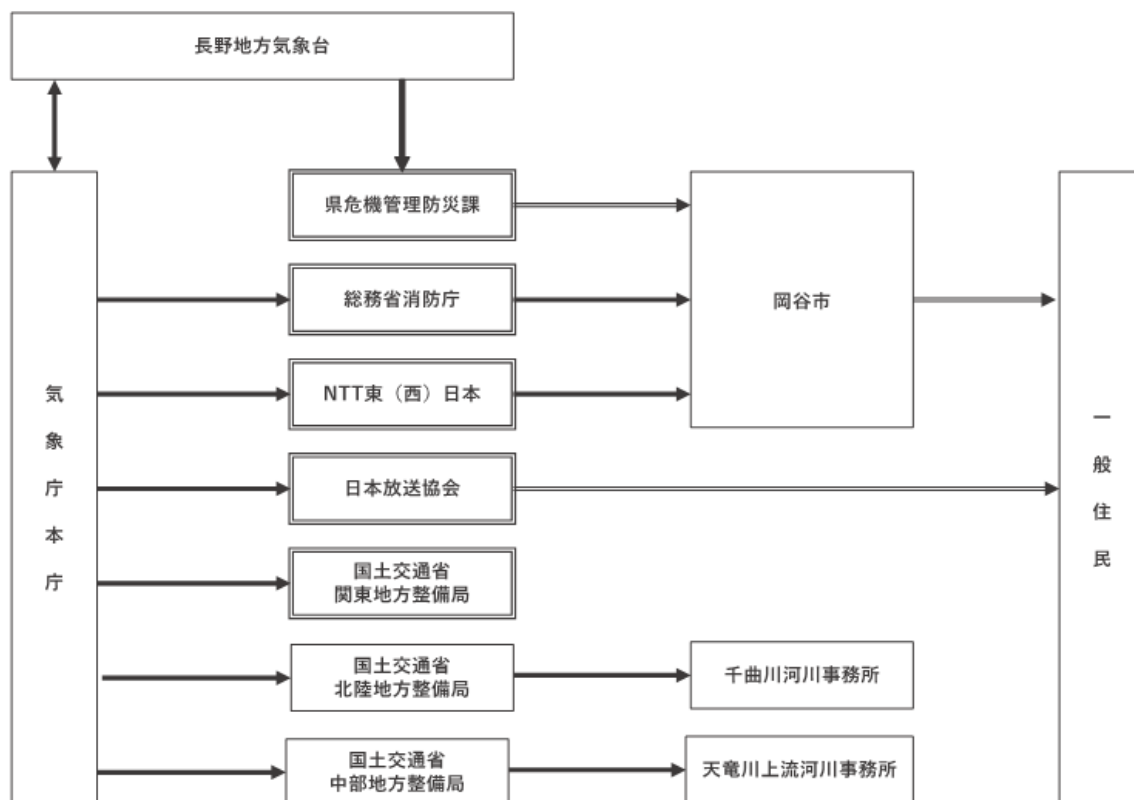
※距離標について、諏訪湖は天竜川合流点からの距離とする

※各基準水位の単位はmとする

第3節 気象予報等の伝達

1 気象予警報の連絡

(1) 長野地方気象台から発表される気象予警報の連絡は次の系統により行う。



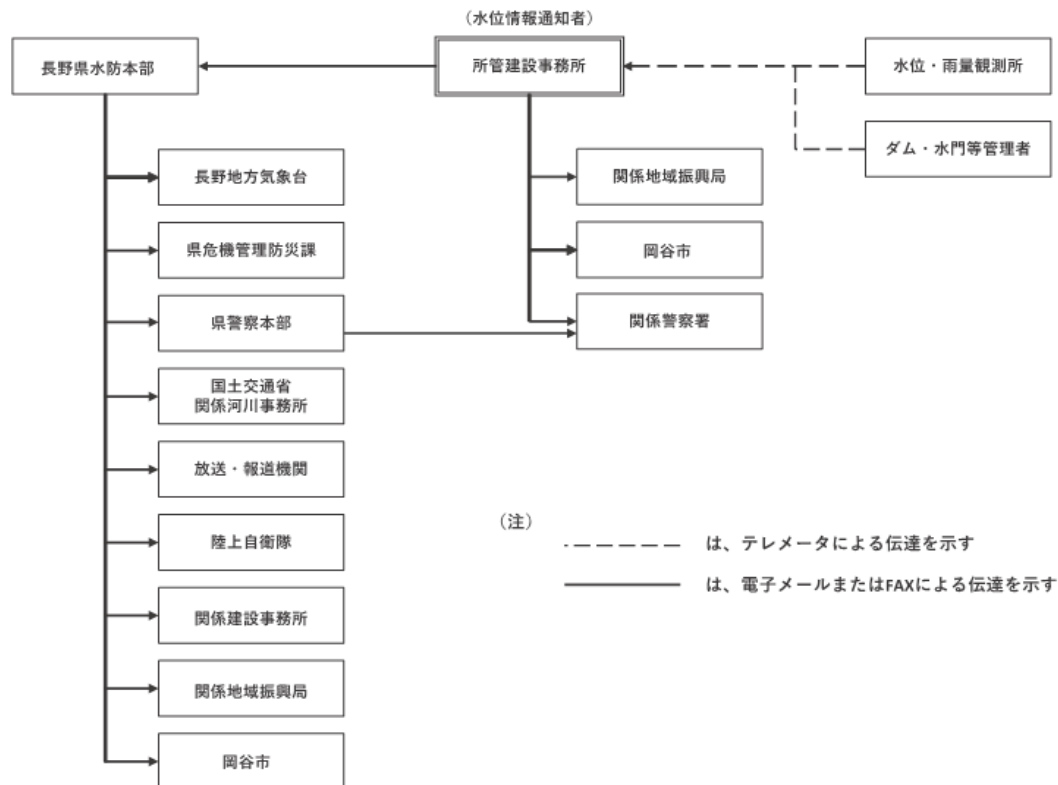
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

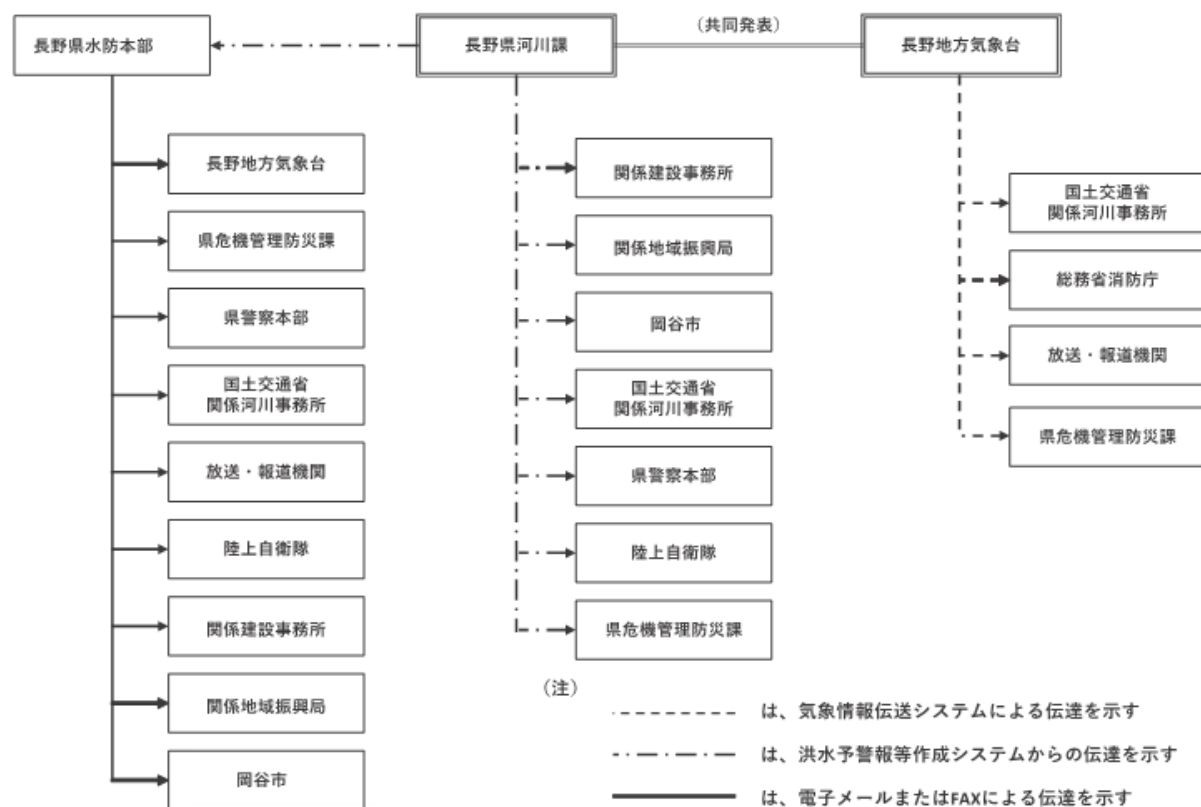
(2) 各課及び市民への伝達

職員には注意報等が発令された場合は、サイボウズ掲示板にて周知を行う。市民への伝達は、警報が発令された場合に防災行政無線等で伝達を行う。

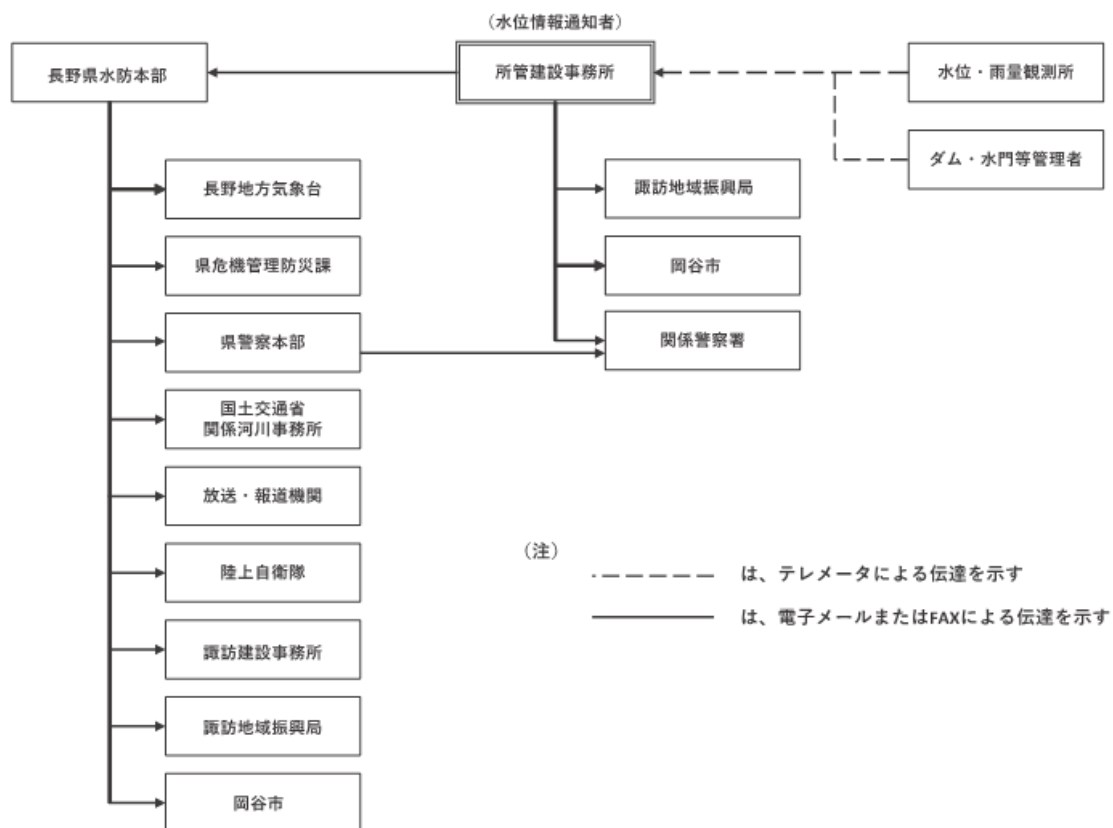
2 水防警報の連絡(系統図)



3 洪水予報の連絡(系統図)



4 水位情報の通知(系統図)



第5章 巡視・警戒

第1節 巡 視

水防管理者は、毎年1回以上管内全域にわたって巡視し、水防上危険区域の内、特に必要ある箇所については、関係機関等に連絡して必要な予防措置をとるよう要請するとともに、関係機関の協力を求めるよう適宜処置を執らなければならない。

第2節 警 戒

- 1 県水防本部からの水防警報発令又は水防管理者が水防警戒を必要と認めたときは速やかに消防機関の長に連絡、警戒に関する指令を発する。
- 2 警戒の確実を期するため消防団各分団は、毎年出水期に警戒の区分、方法、連絡の要領等について協議しておくものとする。
- 3 本部からの水防警戒の指令がない場合も、一時的な豪雨等により警戒を必要とする場合は、消防団各分団自ら警戒を指令し、速やかに水防管理者に報告するものとする。

第6章 出動及び水防作業

第1節 動 員

1 動員基準

- (1) 県知事から水防警報が発令されたとき
- (2) 気象業務法の定めるところにより、水防活動を必要とする洪水予警報が発令されたとき
- (3) 水防管理者が自らの状況判断により必要と認めたとき

2 動員の方法

職員及び消防団員の動員は、電話及び直接伝達等の迅速、確実な方法で行うものとし、緊急の動員は、防災行政無線、警鐘サイレン打鳴等の迅速処置により行う。なお、災害が発生し、又は災害の危険があることを知った職員及び消防団員は、進んで上司と連絡をとり、指定場所へ出動する。

水 防 信 号

水防法施行細則 昭和26年5月17日
長野県規則第42号

種類	説明	警鐘信号	サイレン		
第一信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止	約 5 秒 ○— 約 15 秒 休止	約 15 秒 休止 約 5 秒 ○—	約 5 秒 ○—
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 ○— 約 6 秒 休止	約 6 秒 休止 約 5 秒 ○—	約 5 秒 ○—
第三信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 ○— 約 5 秒 休止	約 5 秒 休止 約 10 秒 ○—	約 10 秒 ○—
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 ○—	約 5 秒 休止	約 1 分 ○—

- 備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 配 備

1 活動開始基準

水防活動の活動開始基準については、長野地方気象台の長野県中部諏訪地域岡谷市情報をもとに危機管理室長が必要と認めたときからとする。

2 事前体制(情報連絡会:レベル1)

危機管理室長が気象情報等を判断材料として必要と認めたとき、又は次に掲げる情報連絡会の委員から、危機管理室長に要請があったときに開催する。また、情報連絡会の長は危機管理室長とし、情報収集、対応策等検討のための事務局を危機管理室に置く。

(1) 委員

企画課長、秘書広報課長、消防課長、危機管理室長、農林水産課長、土木課長

(2) 協議事項

被害情報等の収集、関係機関からの情報収集及び今後の対応策について協議する。

3 警戒準備体制(活動体制検討会:レベル2)

総務部長が情報連絡会からの報告を受けて必要と認めた時、又は次に掲げる活動体制検討会の委員から、総務部長に要請があったときに開催する。また、活動体制検討会の長は総務部長とし、情報収集、対応策等検討のための事務局を総務部危機管理室に置く。

(1) 委員

全部長、企画課長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、消防課長、危機管理室長、農林水産課長、土木課長

(2) 協議事項

- ア 情報連絡会、関係機関からの情報収集及び報告
- イ 今後の対応策と体制の検討
- ウ 地域連絡員の派遣について
- エ その他

4 体制の解除(事前体制～警戒準備体制)

気象予警報が解除されるなど、警戒等の必要がないと認められたときに解除する。

5 警戒対策本部の設置(レベル3)

(1) 警戒対策本部の設置基準

次の状況下で副市長が必要と認めたときに設置する

ア 副市長が活動体制検討会から報告を受けたとき

イ 警戒レベル3高齢者等避難相当の防災気象情報の発表があった時、又はまさに予想されるとき

ウ その他副市長が必要と認めたとき

(2) 警戒対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、建設水道部技監、教育部長、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長兼DX推進室長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員

(3) 警戒対策本部の組織

※総合情報収集、対応策等検討のための事務局を総務部危機管理室に置く

(4) 警戒対策本部の任務

- ア 避難準備体制の決定
- イ 被害情報等の収集
- ウ 関係機関からの情報収集及び報告
- エ 今後の対応策と体制の検討
- オ その他

(5) 警戒対策本部事務局員の任務

対策本部事務局員は、地域連絡員及び市民からの情報収集に努める。

- ア 情報収集(総務班)
- イ 情報分析・整理(企画班・地域創生推進班)
- ウ 情報伝達(財政班)
- エ 情報発信(秘書広報班)
- オ 物資調達(会計班)

(6) 警戒対策本部の解散基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき
- ウ その他副市長が不要と認めたとき

6 災害対策本部の設置(レベル4)

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に掲げる状況のときで、必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- ア 警戒対策本部から報告を受けたとき
- イ 災害が発生した時又は激甚な災害の発生するおそれがあるとき
- ウ 警戒レベル4避難指示相当又は警戒レベル5緊急安全確保相当の防災気象情報の発表があった時、又は発表が予想されるとき

(2) 災害対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。本部設置が長期化の場合は9階大会議室に設

置する。庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。

(災害予防計画:第4節活動体制計画)

【資料 15】岡谷市災害対策本部条例(資料編P44)

(3) 災害対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、建設水道部技監、教育部長、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長兼DX推進室長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員
関係機関	自衛隊、長野県、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等

※災害の規模及び活動内容により、関係機関は災害対策本部会議に招集する。

(4) 災害対策本部の運営

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

ア 報告事項

各部班の配備体制、応急活動状況及び被害報告

イ 協議事項

(ア) 避難情報の決定に関すること

(イ) 自衛隊派遣要請の決定に関すること

(ウ) 災害対策経費に関すること

(エ) 広域応援要請の決定に関すること

(オ) 災害救助法の適用に関すること

(カ) 現地災害対策本部の設置に関すること

(キ) ボランティアセンターの設置要請に関すること

(ク) 死体の収容及び保管場所の設置に関すること

(ケ) その他災害拡大防止、緊急応急対策に必要な重要事項の意思決定に関すること

(コ) 今後の対応策と体制の検討

(サ) その他協定に基づく要請等に関すること

(5) 災害対策本部の活動要領

ア 本部員は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。

イ 本部員は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を随時、本部連絡員を通じて、本部長に連絡する。

ウ 本部長は各部からの情報を取りまとめ、報道機関に周知する。

(6) 災害対策本部事務局員の任務

警戒対策本部における任務と同様とする。また、災害発生後の初期段階時には情報が集中するため、選管・監査職員は対策本部事務局の応援をする。

(7) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。

ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(8) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、急施を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(ア) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(イ) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長が指名する。

エ 活動要領

(ア) 現地会議の招集及び運営に関すること

(イ) 被害状況の調査及び把握に関すること

(ウ) 災害対策本部との連絡調整に関すること

(エ) 応急対策の指揮命令に関すること

(オ) 事業者(建設、水道、ガス、NTT、中部電力等)との連絡調整に関すること

(カ) 防災関係機関(県、消防、警察、自衛隊等)との連絡調整に関すること

(キ) 現地報道対応に関すること

第3節 出 動

1 出動区分

出動区分は河川水防受持区域 3章3節のとおりとする

2 出 動

指定場所に動員された職員及び消防団員は、水防本部長、消防団長又は分団長の指揮及び指令により迅速に水防活動に出動する。

第4節 水防作業上の心得

- 1 消防団員等は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待機する場合における待避要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は、命令がなくて部署をはなれたり勝手な行動をとってはならない。
- 2 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- 3 作業中は私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。
- 4 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員等を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
- 5 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき又は、その直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3ぐらいに減少したときが最も危険)から洪水が最盛期をすぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

第5節 安全配慮

水防活動は、消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・指揮者は、消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第6節 氾濫・決壊・漏水等の通報又は緊急に安全を確保すべき対応

1 氾濫等の通報

河川管理者が、その管理する河川について浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事(当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させるものとする。

(氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合)

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じるあるいは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については、河川管理者と水防管理者で事前に確認して定めておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに退避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊または越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水等に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

3 氾濫・決壊・漏水等の通報の内

1.2.の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、

公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

(通報が必要と想定される氾濫の例)

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立退き避難が必要）
- ・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」（平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立退き避難が必要）
- ・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等(水防法第15条で定められた地下街等)が所在する区域（速やかに地下街等からの立退き避難が必要）

(基準例)

- ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
- ・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合
- ・樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
- ・排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作せざるをえない場合・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

(1) 河川管理者が行う氾濫等の通報

- ① 氾濫等の通報を行う河川は、本編第4章 4.2 及び 4.3 に記載の洪水予報河川、水位周知河川を対象とし、区域、通報担当官署、伝達経路、手段等も上記によるものとする。
- ② 通報の基準は、基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合、巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認した場合を主とし、その他上記基準例に記載の事項を参考とする。

4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

1.2.に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、本編第4章 4.2 及び 4.3 に記載のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫(決壊又は溢流)想定地点(例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点)ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「5.5 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、5.決壊等後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

5 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- 1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきこと又は高所 への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の 緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。
- 2 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況 を所轄建設事務所に速やかに報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。
- 3 当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、経路等について定め、必要な処置を講じておくものとする。

第8節 水防配備の解除

- 1 水防配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり長野県水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員は1による水防配備の解除があるまでは、自らの判断により、当該部署を離れてはならない。
- 3 水防配備の解除後は水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検しその概要をただちに水防本部長に報告する。

第9節 他の水防機関との協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは法第23条に基づき他の市町村に対して応援を求めるものとする。
- 2 他の市町村より応援を求められた場合、又は、県知事から応援に関する指示があった場合、水防管理者は、市の水防に支障のない限りこの求めに応ずるものとし、作業・行動等については応援を求めた水防機関の所轄のもとに行うものとする。
- 3 応援協力等水防事務処理上必要のある事項については、あらかじめ他の市町村と相互に協定しておくものとする。

- 4 水防管理者は水防上必要があるとき、又は、その被害が甚大と思われる時は、岡谷警察署長に警察官を、知事に対し自衛隊の応援を求めることができる。

第7章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 市域内の水防に要する費用は、本市が負担する。ただし、次に掲げる場合においては当該関係者と協議して定めるものとする。
 - (1) 法第23条(応援)の規定による応援のための負担
 - (2) 法第42条(利益を受ける市町村の負担)の規定により著しく利益を受ける市町村の費用の負担
 - (3) 当該関係者と協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請する。

第2節 公用負担

- 1 公用負担の権限
水防上必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用
 - (3) 車両、その他の運搬具又は機械器具の使用
 - (4) 工作物その他障害物の処分
- 2 補 償
前項の権限を行使した場合においては、市は損失を受けた者に対し、法第28条の2項によりその損失を補償するものとする。
- 3 公用負担権限委任証明書
公用負担の権限を行使する場合は、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書	
	氏名
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使
を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	岡谷市水防管理者(消防団長)

第8章 水防設備、資器材、輸送等の整備及び確保

第1節 設備及び資器材の整備

- 1 現有水防倉庫の所在地及び備蓄されている資材・器具等の整備状況は、別表第6のとおりである。

水防管理者は、資材の獲得のため水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材業者を選定し緊急時に調達し得る数量を確保してその補給に備えなければならない。

また、備蓄資材を使用し、又は、損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第2節 輸送等の整備及び確保

- 1 非常の際における水防用資器材、消防団員その他の輸送を確保するため、市はその保有する自動車(別表第7)及び消防車その他一般より借用する車両を計画しておくものとする。

第9章 水防信号及び標識

第1節 水防信号

- 1 本市の水防信号は、法第20条の規定により県知事の定めた(6章 第1節)水防信号を準用する。

第2節 水防優先標識

- 1 法第18条の規定により県知事が定めた水防優先通行車両標識を準用する。

第 10 章 水防てん末報告及びその他の報告

- 1 水防が終結したときは、水防管理者は次の2の事項をとりまとめ、水防法施行細則（昭和26年長野県規則第42号）第6条により、水防実施後10日以内に県知事に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項（別表第8）
- 3 その他の報告
 - (1) 水防施設報告書
水防倉庫又は水防屯所を設置又は代用施設を指定したときは県知事に報告するものとする。（別表第9）
 - (2) 水害報告
被害の都度速報するものとする。（別表第11）

第 1 1 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

1 浸水想定区域の指定・公表等

県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表します。

2 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれのある洪水に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設(イまたはロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者または管理者からの申出があった施設に限る。)
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布する。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしてあるものとする。

これらのハザードマップを有効利用して平常時からの防災意識の向上と自主的

な避難の心構えを養い、災害時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 地下街等の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置き、当該水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し市に報告する。

また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

6 大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該規模工場等の洪水時の浸水防止を図るための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

資料

別表 第1

消防団の組織

名 称	職員及び団員数	自動車		電 話
		種 別	台 数	
岡谷市消防団 (団本部・11個分団)	386	消防ポンプ車	8	22-4119
		災害対応型多機能消防車	3	
		小型動力ポンプ積載車	1	
		資機材運搬車	11	
		団本部車	1	
合 計	386		24	

別表 第2

重要水防区域

水防管理団体名 岡谷市

河川	場所 (目標)	種別	重要 度	左岸	右岸	理由	水防工法 (例)
				(m)	(m)		
横河川	JR中央東線鉄 橋下流	水衝・洗掘	A	1,060	1,060	護岸等の決壊	蛇籠布せ 木流し
塚間川	(株)カワベ付近	越水(溢水)	A	250	250	堤防高不足 越水	積土のう
	岡谷商工会議 所付近	越水(溢水)	A	150	150	堤防高不足 越水	積土のう
大川	大川通り	越水(溢水)	A	350	350	断面不足 越水	積土のう
十四瀬川	扇橋下流	越水(溢水)	A		1,350	断面不足 越水	積土のう
	常福寺付近	越水(溢水)	A	300	300	堤防高不足 越水	積土のう
天竜川	天白橋下流	水衝・洗掘	B	1,400	1,400	水衝洗掘 河床洗掘	木流し
	観蜚橋付近	水衝・洗掘	B		50	水衝洗掘	木流し
	捷経橋下流	水衝・洗掘	B		1,100	水衝洗掘	木流し

別表 第3

河川受持区域

河川名	左右岸の別	区域		警戒水位 (m)	担当分団	管轄地域 (区)	人員 (人)	集合場所	責任者	
		位置	延長(m)							
諏訪湖	—	釜口水門（湊）～諏訪市境	3,700	1.7	第7分団	湊	55	第7分団 屯所	第7分団	分団長
〃	—	釜口水門（下浜）～横河川（右岸）	1,700	1.7	第4分団 第6分団	下浜、小尾口 小井川、西堀	35 55	第4分団 屯所 第6分団 屯所	第4分団 第6分団	分団長 分団長
〃	—	横河川（左岸）～下諏訪町境	800	1.7	第11分団	東堀	40	第11分団 屯所	第11分団	分団長
横河川	左	最上流～20号線	6,900	1.2	第10分団	中屋、中村、横川	60	第10分団 屯所	第10分団	分団長
〃	左	国道20号線～諏訪湖	2,900	1.2	第11分団	東堀	35	第11分団 屯所	第11分団	分団長
〃	右	最上流～小井川浄水場	6,400	1.2	第1分団	今井	35	第1分団 屯所	第1分団	分団長
〃	右	小井川浄水場～諏訪湖	3,400	1.2	第6分団	小井川、西堀	55	第6分団 屯所	第6分団	分団長
天竜川	左	諏訪湖～湊、橋原境	600	2.3	第7分団	湊	55	第7分団 屯所	第7分団	分団長
〃	左	湊、橋原境～橋原、鮎沢境	3,100	2.3	第8分団	三沢、橋原	45	第8分団 屯所	第8分団	分団長
〃	左	橋原、鮎沢境～郡境	3,700	2.3	第9分団	新倉、駒沢	70	第9分団 屯所	第9分団	分団長
〃	右	諏訪湖～下浜、岡谷区境	700	2.3	第2分団	間下、新屋敷	35	第2分団 屯所	第2分団	分団長
〃	右	右岸下浜、岡谷区境～岡谷、三沢境	900	2.3	第3分団	岡谷	35	第3分団 屯所	第3分団	分団長
〃	右	右岸岡谷、三沢境～三沢、新倉境	1,200	2.3	第8分団	三沢、橋原	45	第8分団 屯所	第8分団	分団長
〃	右	右岸三沢、新倉境～郡境	4,600	2.3	第9分団	新倉、駒沢	70	第9分団 屯所	第9分団	分団長
大川	—	最上流～上浜境	2,100	1.2	第2分団	間下、新屋敷	35	第2分団 屯所	第2分団	分団長
〃	—	上浜境～塚間川合流点	200	1.2	第5分団	上浜、小口	45	第5分団 屯所	第5分団	分団長
塚間川	—	最上流～間下境	3,030	1.5	第1分団	今井	35	第1分団 屯所	第1分団	分団長
〃	—	間下境～新屋敷境	700	1.5	第2分団	間下、新屋敷	35	第2分団 屯所	第2分団	分団長
〃	—	新屋敷境～上浜境	420	1.5	第5分団	上浜、小口	45	第5分団 屯所	第5分団	分団長
〃	—	上浜境～諏訪湖	250	1.5	第4分団	下浜、小尾口	35	第4分団 屯所	第4分団	分団長
十四瀬川	—	最上流～扇橋	1,650	1.2	第10分団	中屋、中村、横川	60	第10分団 屯所	第10分団	分団長
〃	右	扇橋～中屋、東堀境	350	1.5	第10分団	中屋、中村、横川	60	第10分団 屯所	第10分団	分団長
〃	右	中屋、東堀境～下諏訪町境	1,650	1.5	第11分団	東堀	35	第11分団 屯所	第11分団	分団長

別表 第4

水防上重要な水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡先
天竜川	一級	釜口水門	湊一丁目	県	諏訪建設事務所長	諏訪湖釜口水門操作規則による	諏訪建設事務所 53-6000(代表) 釜口水門 22-6866
		西天竜川取水頭首工	川岸東三丁目	西天竜土地改良区	鮎澤公博 鮎沢隆宏	釜口水門より放水量の連絡があった時 40t の場合はゲート1基、100tの場合はゲート2基の全開放水をする。その他は適宜。	現地事務所 22-2423 管理人携帯 080-2080-5868 西天竜土地改良区事務所 0265-79-2056
諏訪湖	一級	式丁内船付樋門	湖畔二丁目	県	岡谷市土木課	湖水位上昇による堤内地への逆流防止。諏訪湖流入河川設置樋門操作要領。	諏訪建設事務所管理係 53-6000(代表) 岡谷市土木課 23-4811
		南中北樋門	湊一丁目				
		大門堰樋門	湊二丁目				
		ウノキ沢樋門	湊二丁目				
		八重場沢樋門	湊二丁目				
		No.82樋管樋門	湊三丁目	岡谷市	岡谷市土木課	湖水位上昇による堤内地への逆流防止。天竜川水系諏訪湖流入河川に設置されている水門及び樋門等操作要領。	岡谷市土木課 23-4811
		No.88樋管樋門	湊二丁目				

別表 第5

気象業務法等に基づく予警報

地域防災計画 資料編

【資料 24】気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等(資料編P61)

【資料 25】水防法に基づくもの(資料編P66)

別表 第6

水防倉庫並びに備蓄資材状況

倉庫名	川岸	上小井川	下浜	湊	横川	消防 訓練場	塚間町 JR高架下	中央町 防災倉庫	合計
縣市有別	市	市	市	市	市	市	市	市	
所在地	川岸中 2-11-25	小井川 7777	湖畔 1-27-1	湊 2-13-18	横川 4921	幸町 8-1	塚間町 2-6	中央町 1-5473-1	
建築構造	鉄骨造 2階建	木造 亜鉛葺 平屋建	木造 亜鉛葺 平屋建	プレハブ 亜鉛葺 平屋建	プレハブ 亜鉛葺 平屋建				
延面積(㎡)	14.82	24.79	19.83	37.58	64.45	1,543			
麻袋等		80	40						120
縄kg(玉)		19	4	2	1				26
むしろ	6	0							6
鉄線	10	150	6			1			167
なまし番線(kg)						25			25
人形番線(kg)						4			4
蛇籠(本)		12	7						19
ロープ(本)		2	2	1	1	2			8
ペンチ	2	2	2	2	2	12			22
かま	2	2	2	2	2	19			29
掛矢	2	2	2	2	1	5			14
のこぎり	2	2	1	2	2	6			15
斧	2	2	2	2	3	5			16
スコップ	10	10	14	3	10	50			97
ツルハシ	2	2	2	2	2	10			20
土のう袋	350	400	500	400	200	300		7185	9,335
シート工法のシート		4	2						6

倉庫名	川岸	上小井川	下浜	湊	横川	消防 訓練場	塚間町 JR高架下	中央町 防災倉庫	合計
縣市有別	市	市	市	市	市	市	市	市	
所在地	川岸中 2-11-25	小井川 7777	湖畔 1-27-1	湊 2-13-18	横川 4921	幸町 8-1	塚間町 2-6	中央町 1-5473-1	
建築構造	鉄骨造 2階建	木 造 亜鉛葺 平屋建	木 造 亜鉛葺 平屋建	プレハブ 亜鉛葺 平屋建	プレハブ 亜鉛葺 平屋建				
土入土のう	100			100	50	1,768	2,940	1,650	6,608
杭 80cm		160							160
杭 1.5m	20	12							32
杭 1.8m		50							50
杭 2m		94	64		11				169
杭 太		10							10
鋼 杭	100	100	100	100	90	93			583
竹	17	17	10			0			44
ジョレン	5	5	5	5	5	12			37
なた	2	2	2	2	2	4			14
カッター	2	2	2	2	2	3			13
しの	2	2	2	2	2	11			21
金てこ	2	2	2	2	2	18			28
ゾンデ棒						20			20
養生シート	10	10	10	10	10	15			65
ハンマー(大)	1	1	1	1	1	5			10
投光器						8			8
ポータライト						5			5
針金(kg)	1			1		1			3
木材 1.5m		30							30
木材 1.8m		25							25
木材 2m		15							15
木材 2.5m		45							45
木材 3m		24							24
木材 3.5m		40							40
木材 4m		15							15
木材 4.5m	43	10							53
木材 4.7m		7							7
木材 5.7m		4							4
土のう作成器		5							5
一輪車									0
ざる		13							13
はしご(木製)		2							2

別表 第7

市保有車両
(緊急通行車両確認証明書発行車両)

	乗用車	ライトバン	軽四輪	消防ポンプ車	多機能消防車 災害対応型	小型ポンプ 積載車	給水車	ダンプ	電気自動車	シヨベル ローダー	フォークリフト	除雪車	トラック	二輪	計
財政課	11	1	20					2	4		0	0	1	6	45
介護福祉課			8												8
環境課			1												1
土木課			0					軽 2 1		0		0	0		3
生涯学習課		1	1												2
消防団	1		11	8	3	1									24
水道課	2		7				1	1							11
子ども課			2												2
工業振興課			1												1
教育総務課			2												2
ブランド推進室			1												1
社会福祉課			2												2
計	14	2	56	8	3	1	1	6	4	0	0		1	6	102

別表 第8

水防てん末報告

(水防管理団体名)

1. 天気状況										
年月日		日雨量	風速	風向	気温	摘要				
						始雨 日 時ころ				
						終雨 日 時ころ				
2. こう水の増減		〇〇量水標 標高〇〇メートル 平ら水位〇〇メートル								
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位より通報水位に復するまで毎時観測値										
3. 水防団の出動の時刻及び人員、作業状況、居住者の出動状況、応援状況										
年月日	水防団員		作業内容	効果	隣接水防団		居住者		総員	摘要
	出動人員	時間			出動人員	時間	出動人員	時間		
4. 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容	被害延長	被害金額	摘要				

5. 使用資材の種類及び員数並びに回収分					
備蓄所名	使用資材	員数	回収員数	損失金額	摘 要
6. 水防法第21条による負担下命の種類及び員数					
種類	員数	損失額	損失者住所	氏 名	摘 要
7. 災害救助隊の援助状況（適宜実情を記載すること）					
8. 立ちのき状況（ ）					
9. 水防関係者の死亡及び傷害					
り災種別	職 務	氏 名	生年月日	所属水防管理 団体名	摘 要
10. 殊勲者及びその功績（適宜実情を記載すること）					
11. 水防に要した経費					
人件費	資材費	補償費	その他	合 計	摘 要
12. 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見					

別表 第9

水防施設報告書

河 川 名	
施 設 管 理 者	
施 設 責 任 者	
面 積	
設 置 年 月 日	
設 置	
専 用 ・ 兼 用 別	

別表 第10

水防資材備蓄報告書

河 川 名		
保 簡 所 名 管	郡 市	
	町 村	
	字	
管 理 者		
備 品 名	作業灯	
	鎌	
	ペンチ	
保 有 資 材 名	鉄 線	
	じゃかご	
	空 俵	
	むしろ	
	な わ	
	木 材	
	石 材	
(備考) 水防管理団体の資材備蓄の全量がわかるように記録すること。		

別表 第11

水 害 報 告

水 害 報 告																							
自 年 月 日 至 年 月 日																							
水防管理団体名																							
種別 市町村名	人的被害／家屋被害						田		畑		堤 防 道 路								橋梁		鉄道		備考 該 他 当 記 河 入 川 の 名 こ そ と
	罹 災 者	行 方 不 明	死 傷	倒 壊	流 失	浸 水	流 失	冠 水	流 失	冠 水	決壊		破損		埋没 流失		破損		流 失 箇 所 数	破 損 箇 所 数	不 通 区 間	区 通 路	
											箇 所 数	延 長	箇 所 数	延 長	箇 所 数	延 長	箇 所 数	延 長					

正規

42

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 河 川 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)
〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。
【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	水位又は流量	現況 4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
更新	〇〇市	4	-
	△△市	4	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	〇〇日 00:00現在 X.XX	01:00予測 X.XX	02:00予測 X.XX	03:00予測 X.XX	04:00予測 X.XX	05:00予測 X.XX	06:00予測 X.XX
〇〇 (〇〇市)	警戒レベル4相当							
	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市 〇〇川	△△ 水位観測所 △△市 〇〇川	
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

水位到達情報（長野県発表） 発表形式（例）

正規

〇〇川 レベル4 氾濫危険情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 発表

長野県 〇〇建設事務所
長野県水防本部

(見出し)
【警戒レベル4相当情報】

〇〇川では、避難指示の発令目安となる「氾濫危険水位」に到達しました

(主文)

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

避難指示の発令目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では河川が氾濫するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

市町村長が発表する避難情報や、今後の気象情報に十分注意してください。

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所 （ 〇〇市町村 〇〇地先 ）

問合せ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課 TEL ×××-×××-××××

長野県水防本部（長野県建設部河川課内） TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

長野県水防本部（長野県建設部河川課内） TEL 026-232-7533

別表 第14

水防警報(長野県発表)発表形式(例)

水 防 警 報

種 類		準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 ・ 解 除				
発表河川				発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時		令和 年 月 日 時 分		発 表 者	長野県 建設事務所	
設定水位	基準水位観測所	観測所				
	水防団待機水位 (水防団の待機)	m				
	氾濫注意水位 (水防団の出動)	m				
	避難判断水位 (高齢者等避難の発令の目安)	m				
	氾濫危険水位 (避難指示の発令の目安)	m				
区 分	番号	発 表 内 容				
現 況	1	_____ {ア. 観測所 イ. 流 域} の雨量は、 ____日____時 現在 _____ mm に達しました。				
	2	水位は、____日____時 現在 _____m {ア. に達しました。 イ. です。 ウ. に下がりました。}				
	3	水位は、____日____時____分 に {ア. 水防団待機水位 イ. 氾濫注意水位 ウ. 避難判断水位 エ. 氾濫危険水位} {オ. に達しました。 カ. を越えました。}				
	4	水位は、 {ア. 引き続き イ. 1時間に_____cmぐらいの割合で ウ. 急激に} {エ. 上昇しています。 オ. 下降しています。}				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予 想	6	雨は、今後まだ_____mm 程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 {ア. さらに上昇する イ. 下降する} と見込まれます。				
水防団 への 指 示	8	{ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。}				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 {ア. 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 イ. 被害のあった所は応急作業を続けてください。}				
伝達確認	通知先	河川課				
	通報者					
	受報者					
	通報時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

洪水予報河川発表形式(例)

正規

54

〇〇〇 かわ
〇〇川

レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 河 川 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇基準観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では既に氾濫が発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	水位 又は 流量	5 (氾濫しているおそれ)	3 (レベル3水位超過)
更 新	〇〇市	5	-
更 新	△△市	5	3
更 新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01日	02日	03日	04日	05日	06日
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

水位周知河川発表形式(例)

正規

〇〇川 レベル5 氾濫発生情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 発表

長野県 〇〇建設事務所
長野県水防本部

(見出し)

【警戒レベル5相当情報】

〇〇川では、氾濫が発生しているおそれがあります

(主文)

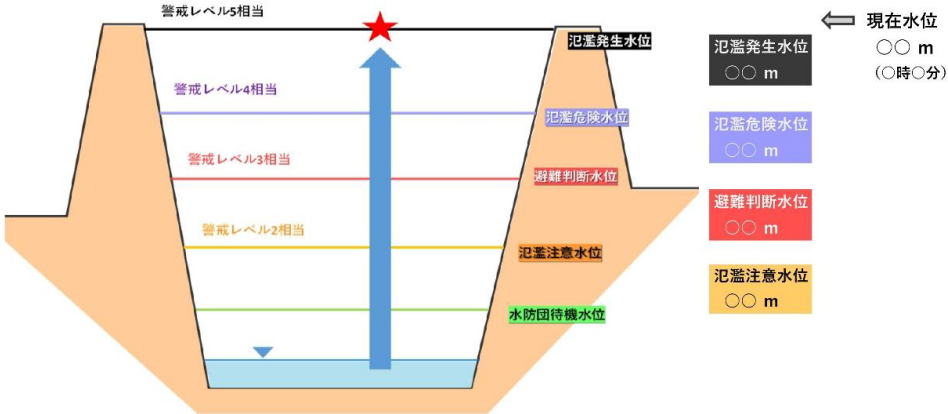
〇〇川 〇〇水位観測所 (〇〇市)

「氾濫発生水位」に到達しました。氾濫が既に発生している可能性があります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

市町村長が発表する避難情報や、今後の気象情報に十分注意してください。

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所 (〇〇市町村 〇〇地先)



現在水位
〇〇 m
(〇時〇分)

問合せ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課	TEL ×××-×××-××××
	TEL ■■■-■■■-■■■■■
長野県水防本部 (長野県建設部河川課内)	TEL 026-232-7533

岡谷市水防計画策定の経緯

<岡谷市地域防災計画・岡谷市水防計画>

昭和40年	9月	作成
昭和46年	6月	修正
昭和47年	4月	修正
昭和49年	6月	修正
昭和53年	6月	修正
昭和55年	3月	修正
昭和55年	7月	修正
昭和58年	6月	修正
昭和60年	7月	修正
昭和61年	7月	修正
平成2年	7月	修正 (震災対策計画を策定追加)
平成3年	7月	修正
平成10年	3月	修正 (抜本的見直し、震災対策編とする雪害編・林野火災編を策定追加)

<水防計画>

平成22年10月	修正	(抜本的見直し、水防法改正に伴う条項の修正等)
平成23年	5月	修正
平成25年	5月	修正
平成26年	5月	修正
平成27年	6月	修正
平成28年	5月	修正
平成29年	5月	修正
平成30年	6月	修正
令和元年	5月	修正 (水防警報・洪水予報の伝達系統の変更)
令和3年	6月	修正 (避難情報発令・気象情報の変更)
令和4年	6月	修正 (警戒対策本部及び災害対策本部の設置基準の見直し)
令和5年	6月	修正 (洪水予報・別表の修正)
令和6年	6月	修正 (組織改正・水防信号文言・各別表 修正)
令和7年	6月	修正 (組織改正・予報及び警報・各別表 修正)
令和8年	6月	修正 (組織改正・予報及び警報・出動及び水防作業・浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置・各別表 修正)